

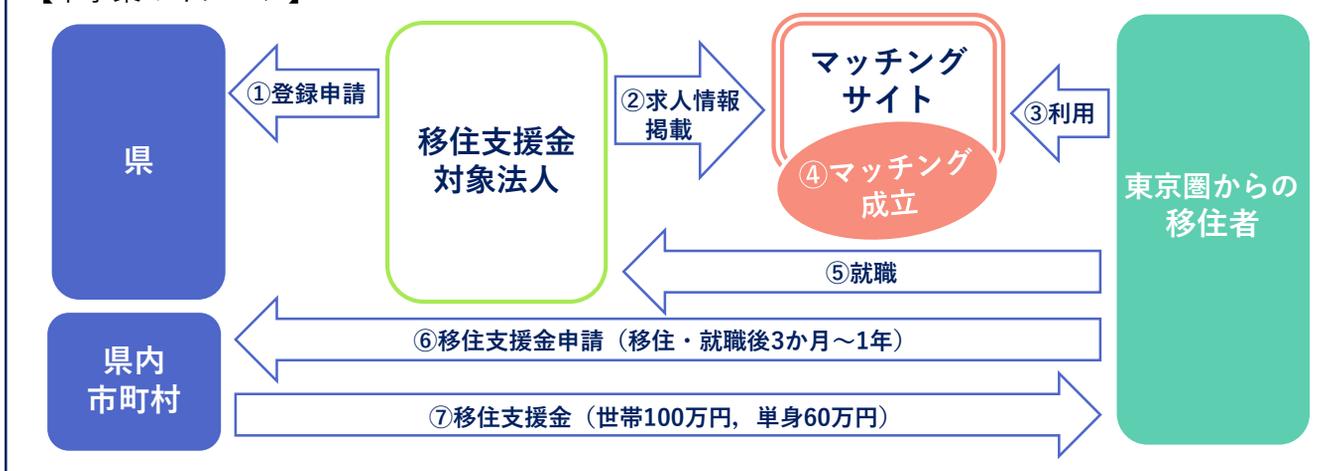
茨城県が運営するマッチングサイトを活用して、東京圏からの移住者を採用しませんか？

～東京圏からの移住者を採用すると、企業さま・移住者 双方にメリットがあります～

茨城県では、本県への移住・Uターン促進と県内中小企業等における人手不足解消を目指して、「わくわく茨城生活実現事業」、「茨城就職チャレンジナビ事業」を実施しています。

「移住支援金対象法人」に登録された企業さまは、県が運営するマッチングサイトが無料で利用可能。また、東京圏からの移住者が、マッチングサイトに掲載されている求人に応募した場合には、移住支援金が支給されるので、移住に係る経済的負担が軽減されます。

【本事業のイメージ】



■ 県内企業の皆さまのメリット ■

(茨城就職チャレンジナビ事業)

人材採用の支援メニューを無料で利用可能

(支援メニュー)

・「いい顔で働こう。いばらきの求人」サイトに求人掲載ができます。

※ 令和3年度にサイトのリニューアルを行うため、一時的に見られない期間があります。

※ 移住支援金対象法人の要件や、対象法人への登録方法は、裏面をご覧ください。

■ 移住した方のメリット ■

(わくわく茨城生活実現事業)

東京圏から本県に移住し、対象法人に就職した方



市町村が**移住支援金を支給**

- ・世帯の場合100万円
- ・単身の場合60万円

【その他の連携支援】

■ 企業向け支援：中途採用等支援助成金（Uターンコース）

本事業を利用して東京圏からの移住者を雇用した事業主については、採用活動に要した経費の一部助成を受けられる場合があります。詳細は、厚生労働省HPを御確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00002.html

■ 移住者向け支援：

①フラット35 地域活性化型（地方移住支援） (<https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/ijyuu.html>)

住宅金融支援機構が提供する「住宅ローンフラット35」について、金利引下げ幅の拡大、軽減期間の延長を受けられます。

②マイホーム借上げ制度の要件緩和 (<https://www.it-i.jp/>)

(一社)移住・住みかえ支援機構が実施する「マイホーム借上げ制度」が、年齢問わず利用可能となります。

③グリーン住宅ポイント制度の特例措置等 (<https://greenpt.mlit.go.jp/>)

移住支援事業と同様の移住要件を満たした方が本県に移住し、一定の省エネ性能を有する住宅等を新築した場合には、商品や追加工事と交換できる発行ポイントの特例加算が受けられ、既存住宅を購入した場合にもポイントが発行されます。

【問合せ先】

茨城県政策企画部計画推進課

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

TEL 029-301-2536 MAIL iju-2chiiki@pref.ibaraki.lg.jp

移住支援金対象法人への登録申請について

1 移住支援金対象法人の要件

(①～⑦すべてに該当することが必要です。)

- ① 官公庁等でないこと。
(ただし、出資金が10億円未満の第三セクター、地方公共団体から補助を受けている第三セクターは対象法人となることができます。)
- ② 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業ではないこと。
- ③ みなし大企業でないこと。
- ④ 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人ではないこと。
(ただし、茨城県を勤務地とする勤務地限定型社員を採用する法人は対象法人となることができます。)
- ⑤ 雇用保険の適用事業主であること。
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ⑦ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

2 注意点

マッチングサイトに掲載するには、以下の条件に該当する求人であることが必要です。

- ① 茨城県内に事業所(本店、支店は問わない)がある企業の求人で、勤務地候補に茨城県内の勤務地が含まれていること。
- ② 県税の滞納がない企業の求人であること。
- ③ 労働基準関係法令に重大悪質な違反をしていない企業の求人であること。
- ④ 公序良俗に反しないこと。その他、不適切と判断されるような求人でないこと。
- ⑤ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する企業の求人でないこと。

3 提出書類・提出方法

(1)、(2)の双方を提出いただく必要があります。

※提出書類は県計画推進課HPよりダウンロードしてください。

県計画推進課
HPはこちら



(1) 移住支援金対象法人への登録申請

- ① 提出書類
 - ・対象法人登録申請書(様式4)
 - ・マッチング支援事業に係る誓約事項(様式4別紙)
 - ・法人登記事項証明書(原本6ヵ月以内)
- ② 提出方法
郵送または持参
- ③ 提出先・問合せ先
茨城県政策企画部計画推進課
〒310-8555 水戸市笠原町978-6
TEL 029-301-2536
MAIL iju-2chiiki@pref.ibaraki.lg.jp

(2) マッチングサイト※への求人掲載申請

- ① 提出書類
 - ・求人掲載申込書
 - ・移住支援金対象求人入力フォーマット
- ② 提出方法
メール
- ③ 提出先・問合せ先
茨城県産業戦略部労働政策課
雇用促進対策室
(茨城就職チャレンジナビ事業運営事務局)
TEL 029-301-3645
MAIL rousei2@pref.ibaraki.lg.jp

※(マッチングサイトについて) 令和3年4月1日より、サイトのリニューアルを行うため、サイトの運用を一時中断します。再開(日程は未定)までは、県労働政策課HPにて、対象求人を公開します。

労働政策課
HPはこちら

